還本旗旗貨

言己

念

言論

X

集

京都帝國大學經濟學

會

濟

叢

第三十八卷第一號

昭 和九年一月一日發行

奉

呈

山本美越乃先

生

執筆者一同

目

尚書の<mark>虞夏書に見はれたる經濟思想</mark>

ľ ماد クスの認識論原理 酒の専賣に就きて

農業生産に於水平的分化と垂直的分化 植民の世界史的意義

次

法學博 士

錦

治

法 學 博 士 田 斾 島

芦 Æ 旌

上 米 田 庄 太 郎 23 忌

文

埤

博

文

脚

博

Ŀ

髙

 $|\mathbb{H}|$

保

馮

經 經 濟學 濟 學 士 士 八 木芳 之 朗 益

學 士 柴 大 塚 田 敬 <u> 1</u> 릋

經

濟

士 松 阎 孝 兒 . つ さ

經

濟

學

谷 實 污

藏 夬

經

濟

學

土

經

濟

學

士

中

經 濟 學 士

米國の對玖馬投資とその影響

植民地時代米國の土地保有制度

貨幣需要と貨幣の流通速度

中央銀行兌換準備檢討

資本蓄積率の差異と固定資本

我國工業に於小企業の殘存に關一

研究

長 堀 田 江. Ξ

保

傯

発税點以下の小額所得者

經營學の基礎概念たる資本、企業及經營

世界科學に就て

漁村更生策に於ける問題

徳川時代における植民的思想

人口粗密の原因觀

ヘーゲル市民社會論と經濟學

恐慌と蓄積と植民

我國に於ける植民政策學の發達

北海道鰊漁業に現存の漁場賃貸借關係

クレルゥキアに就いて

鲣 農 濟 BH. 野 士 士 聖 髙

山本美越乃博士年譜及著書論文目錄

木 木 眞 助 四半七

經濟學博士

汐

見

=

媳

經濟學博士 經濟學博士 作 小 島 昌 莊 太 郥 芸 言

蛖 Ш 虎 ___ 莹

艦

濟

學 士

浬:

學:

博

士:

财 雷 䴖 冶

本 庄榮治 鄎 亖

經濟學博士

t i Щ 興 一员九

經濟學博士

經濟學博士

谷

口

吉

彦

芸九

間 水 溡 逝 盂凸

**

濟

ĘŅ.

<u>-</u>

綵

濟

鸟.

士

仓

歬

郎

四十

爬 **習**()

還山 曆本 祝博 賀士 記 念 論 文 集

(昭 和 九 年 一 月 發 行)

尚書の 虞夏書に見ばれたる 經濟思想

田 島 錦 冶

緖

論

强の鴻圖を遂げた者は、 に古來亞細亞に國を建て、又は民族を成して、或は燦爛たる文明の光輝を放ち、 (economic thought) は上古から世界諸國諸民族の口碑及び文獻に徴し得べきものが少くない。特 七十六年(西暦)に著はした「國民の富」(Wealth of Nations) に在りと言はれて居るが、 Economy) の第一の出現は通説に從へばスコットランドのアダム・スミス (Adam Smith)が千七百 經濟思想といふ語は經濟學 といふ語よりは 廣き 意義を有する。科學としての經濟學(Political 西方には Chaldaea, Assyria, Media, Babylonia, Persia, Arabia, Turkey 或は雄偉なる富 經濟思想

尚書の虞夏書に見はれたる經濟思想

甚だ大であ 等があり、 み、又此等諸思想の中に就て經濟思想を擇み、 想を探究し論評することは、實に容易でない。 ら興つた聖人賢者 る。 東方には印度、支那、 其重なる理由として擧ぐべきは の教訓や立法や又は文書に據りて、 滿紫、 朝鮮及び我日本等が有る。これ等の諸國や諸民族の中か 且其時代を上古に限りたれど、 而して今や余は此等諸國の中に就て一の 彼等の宗教政治社會經濟文學等に關 研究の困難は尚 支那を する思 ほ

と い は し過當では無い。 **第** んよりは奪ろ世界といふを適當とする。尚書即ち書經に萬邦、 支那 は名は一國であるが、 質は數多の異民族を含んで居る。 天下、四海等の語ある 特に上古に在りては之を國 は蓋

研究せんと欲せば固より後者を参照せねばならない。 が此等の古書に施こした註疏評論の類は、 支那上古の典籍は、 經傳諸子百家の書甚だ多く、 蓋し汗牛充棟も亦啻ならない程である。 且難解の もの尠くな ्र H. mi して 後世 一の學者 萷

思想と結合して、 はるるものを抽き出すことは甚だ困難である。 支那上古の典籍中から單に經濟思想卽ち輓近の意義による所の 渾然一體を成して居るからである。 何故なれば支那上古の經濟思想は道徳及び政治 Economic Thought 의표

滿足なる結果を擧ぐることを得ないことを自覺しては居るが、本稿に於て先づ支那古典の一なる 支那上古の經濟思想を研究するに就て、 前述の如 き種 々の困 難 あり、 且余の淺學短才 75 る到底

尙書に就て、其中に見はれた經濟思想を探究しやうと欲する。

錯傳にも載せて有り、又漢書の鼂錯傳にも載せて有る。儒林傳に依るに伏生壁藏の尙書も亦兵亂 なりしと云ふ。因て文帝は龍錯に命じ往て敵を受けしめた。此事は史記の儒林傳にも又同書の龍 れた きたる時、 今に傳はれ者に今文尙書と古文尙書の二つがある。今文尙書は秦の始皇が詩書百家の書を悉く燒 ふのである。 逢ひて數十篇を亡ない、唯二十九篇を得、之を以て齊魯の間に敎へた。 侚書は單に書ともいひ、宋の時代より書經と呼ぶ。尙は上の義、上古の書なるが故に尙書とい 書體で書いて有たから今文といふのである。伏生は淡の文帝の時まで生殘り、 秦の博士たりし齊南の伏生(名は勝といふ)が竊かに壁藏した者であつて其當時專ら行は 史記の孔子世家に「序」書傳、上紀、唐虞之際、下至、秦繆、編、次其事、」とある。 當時年九十 尚 餘

者舜典中の闕文を得て之を献じた。斯くして一旦喪失した古文尚書は再び世に出でて以て今日に (孔安國の傳註せる古文尚書の義) を得 たと稱し、之を朝廷に献じた。其後蕭氏の齊の時代に姚方興なる 二十九篇と照し合すに十六篇多かつた、 歴代の典籍悉く亡ひ、 つたから古文といふのである。孔子の後裔たりし孔安國が當時悉く其書を得て、之を今文尚書の して、圖らずも此書及び禮記論語孝經凡そ數十篇を得たと云ふのである。古體の文字で書いてあ 次に古文尙書は其後漢の武帝の末に魯の共王が孔子の舊宅を壌して己れの宮殿を廣くせんと欲 尚書も亦其運命を共にしたが、 東晋元帝の時、 即ち四十五篇有つたと云ふ。其後西晋懷帝の永嘉の亂 梅頤なる者が孔傳古文尚書

し、其中に含まれて居る所の經濟思想に就て討究する所あらんと欲する。 むるに方り、古文尚書全體を取つたのである。余も本論文に於ては古文尚書の全體に亙りて通觀 亦以て吾人の参照に貧するに足るものがある。 ることに決定した。併し乍ら僞書と稱せらるる部分も多くは逸書を綴緝して編を成して居るから の閻若璩王鳴盛等の懷疑や論駁が起り、遂に古文尚書は魏の王肅か晋の皇甫謐かの作れる僞書た に有る部分に對しては異論なきも、 至つた。 此古文尚書は凡て五十八篇、 古文にのみ獨り有る部分に對しては宋の吳棫朱熹を始とし淸 序を幷せて五十九篇より成る。此五十九篇中、今文古文共 故に朱子が其門人蔡沈をして「書經集傳」を作らし

の關係及び其合致」は尚書の最も善く教ふる所である。 を踰ゆること有るは固より止むことを得ない。而して余輩の最も重要視する所の「經濟と道徳と 繆想に驅らるる輩の如き、 人君が國を治め民を濟ふ政治の綱要を示したものなるが故に本論文も勢ひ狹義の經濟思想の範圍 |し乍ら蔡沈の序に「二帝三王治||天下」之大經大法皆載||此書」|とある如く、 若し能く此書を理解せば、 **遂に必ず大に悔悟する所あるであらう。** 夫の唯物史觀の僻説に迷ひ、 道徳を大本となし、 階級闘争の

贅牙」とあるは是である。 の能はざる所である。扨余は頃ろ淸の王先謙の撰したる「尚書孔傳參正」を得て之を讀むに、 終に臨み一言すべきは尚書の至て難解の書たることである。韓退之の進學解に「周誥殷盤佶屈 亦足らざる所がある。 偽孔の傳は誤り多く、 要するに古文尚書を講した書册は甚だ多くて、 而して蔡沈の傳は廣く且外しく世に行 一々之を涉獵する はると雖 精に は余

三の書を参考して本論に資することとした。 して且要を獲たる良書であると信ずる。余乃ち主として孔傳蔡傳幷に王氏の書に依り旁ら他の二

第一章 虞

چة ه 稷の五篇より成る。 古文尚書は虞書、 以下處書を讀んで起つた所の余の感想の重なる五ケ條を述ぶることとする。 今文尚書は堯典の中に舜典を合し、 夏書、商書、周書の四部より成り。 虞書は堯典、 大禹謨無く、 又泉陶謨に益稷を合して居 舜典、大禹謨、泉陶謨、 益

勳といふごとし、堯の一名である。舜の一名を重華、 明文思安々。允恭克讓。光≒被四表♡格≒于上下♡克明≒俊徳♡以親≒九族♡九族旣睦。平⊨章百姓♡ である。 ること、 欽敬通明であり、 の外に被ふり、 百姓昭明。協「和萬邦٬黎民於變時雍」と。日若は越若と同じく、發語の辭である。放勳は猶ほ大 虞書を讀んで第一に感じたことは、支那上古の經濟思想が道徳思想に淵源し且一致して居る點 亦通ずる。 晏々は其寬和の德を形容したものである。或は 思を 以て 思慮深しと 註解するものある 扨堯典の首に堯の德を碩し、其德化の及ぶ所を記して曰く「曰者稽:古帝堯?曰 天地 堯は欽明文思安々の盛徳を具へて、允とに 恭 しく克く譲る。故に其徳光は四 文思安々は今文には文塞晏々とある。文は文章著るしきこと、 の間 に亙る。 斯の如 く堯の德は大にして、而かも此大德を明かにするや、 禹の一名を文命といふの類である。 塞は道徳純 放勳。 欽明 備 先 海 は +

づ九族 蔡沈は萬邦を以て天下諸侯の國を指すといふて居る。 族二合せて九といふ說あり。又は高祖、 欲、治ハ其國「者。先齊ハ其家? 欲、齊ハ其家「者。先修ハ其身? 欲、修ハ其身」者。先正ハ其心? 欲、正 の語を取り給ひるたものと恐察する。 及びたることを示せるものに外ならない。 心,者。先誠:其意?」といへると恰も符節を合するが如きものがある。 て天下の億兆は堯の德に化して雍和すと。此文は大學の「古之欲」明」明德於天下」者。先治」其國? |もある。百姓は百官といふ説あり、又畿内の民庶を指すといふ説もある。 を親 九族既に睦くして百姓を平均章明にし、 曾祖、祖、父、己、子、孫、 **猶現時我國の昭和の年號は此堯典の百姓昭明協** 要するに此文は堯の徳化が近きより遠 百姓昭明にして萬國を協和 曾孫、 九族は父族四、母族三、 後説を採る人例へば **玄孫の九をいふとの** 9 斯 和 きに 萬 其 妻

事、 であ 譲 卽ち堯は其子の丹朱を不肖として之を措いて位を舜に讓り、舜は亦其子の商均を措いて位を禹に たものである。 上古の文明の特色にして唐虞時代の賢哲が此徳を具へたる事は尚書の文に徴して明白であ 堯の允に恭しく克く讓るといふ德は最も注意を要する。允といひ克といふは誠意正心より出 30 而かも推されて一旦其任に卽くや、勤勉忠誠能く其職に盡したる事は、是れ堯の百姓を平章 舜禹も容易に譲りを受くることを肯せずして各々攝政の位に卽きたる如 其他 、棄や契や皋陶や埀や益や伯夷等の當時の賢臣が重職に卽くに方り互に相推 論語に孔子の人となりを記して、温良恭儉讓とい ふて有る。 實に恭讓の德は حج ίţ 其著るし き例 支那

ある。 هر اه د 百邦を協和したる政治を輔成したる所のものである。黎民の於變り時雍くは實に此恭讓の德化 而して階級鬪 質に慨嘆に堪えな 嗚呼輓近功利 箏の 說 は恰も火に薪を添ゆる如 め 説盛に行はれ 人々皆他を排し くである。 是に於てか黎民は於變り時 他に先んじて 唯己れを利 閲; + くので んと勉

機械である、 以齊二七政. び 誤ること無く、從て民の食を足すの政を重んじたことである。堯典に なることは注意を値ひする。舜典に依れば舜が堯の讓を受けて攝政の位に就くや「在_瑢璣玉衡? は、 分命して羲仲を嵎夷又は暘谷といふ所に居らしめ、羲叔を南交といふ所に、 示して、誤ること無からしめたといふことである。堯典次の文に堯が羲仲羲叔和 「徳惟善政。政在、養、民」とある。是皆民の食を足すの政を重んじたものである。 暦||象日月星辰||敬授||人時||]とある。舜典にも「食哉惟時。柔、遠能、邇」とあり。 層の學は餘程進步したものの如く、 ふ所に、 虞書を讀みて第二に感じたことは堯が敬んで民に時を授くといふ一條である。 堯は鯗氏和氏に命じて天文を司とり日月星辰運行の象を觀測し、 和叔を朔方又は幽都といふ所に居らしめ、天文を窺ひ氣象を測らしめた。 のことがある。 卽ち後世の渾天儀 在は明 の類 である。 かにするなり。 而して此等の學は民を治むる實際の必要より來りたるもの 七政は孔傳には日月五星各異、政と注し、大傳は春夏 璿璣玉衡は 一に旋機玉衡に作り、 唇を作り、 「乃命」義和。 和 仲を西又は 仲和叔 即ち耕穡 前掲堯典の意義 人民に農の 叉大禹謨にも 欽若·昊天? 當時 天文を測 Ď 天文及 の時を 味谷と 四 時 Z

要するに堯といひ舜といひ、其位に卽くの最初に民に時を授くるに意を用ゐたことの篤きを見る 秋冬天文地理人道の政を爲す所以を謂ふと訓し、馬融は北斗七星各主とする所ありと說いて居る

べきである。

之を掌らしめ、治績爲に大に擧りたることを謂ふのである。例へば禹に命じて洪水を治めしめ、 當時の官制に就て最も明白に之を看取することが出來る。後世堯舜の政治を指して無為にして化 棄をして稼穡を司らしめ、皋陶に法を掌とらしめたる如きは是である。今舜典に據るに當時の官 すといふは、決して真に無為無策大簡大素なりしにはあらず。 虞書を讀みて第三に感じたことは當時分業協力の道が大に備はれることである。而して此點は **堯舜が能く職を分ちて、適任者に**

虞	共工	士	司徒	后稷	司空	制は大要な
山澤を掌とる官	百工の事を掌とる官	理官卽ち裁判刑罰を掌とる官	教を掌とる官	農桑を勸むる官	水土を平くる官	は大要左の如くであつた(下に掲ぐるは人名なり)。
益	埀	泉陶	契	棄	禹)°
	十二牧	四岳	納言	典樂	秩宗	
	仪 十二州の牧官	四岳諸侯の事を統ふる官	一に喉舌の官といふ。上命を下に宣し下言を上に納るる官	樂を掌とる官	禮を掌とる官	
			前	薆	伯夷	

右の中四岳は一人といふ説と四人といふ説とがある。又堯典に見へた羲仲羲叔和仲和叔なりと

揆時叙」の文あり、又舜が四岳に諮詢せる語に「使」宅』百揆1」の文があるより生じたのである。百 揆に納るも百揆に宅るも共に百官を總ぶることである。 ひ、禹が之を兼ねて居つたとの説がある。此説は、堯が舜を登庸した時の記事に「納二子百揆」百 ば可なりである。 の説がある。これ等は別に穿鑿する要はない。唯當時官職の分業が如何に具備して居つたを知れ |扨前揭の司空以下納言を九官といふ。之を總理したる大臣を「百揆に宅る」とい

文に徴すれば一層明白である。 したることを窺ひ知るべきである。 以上述べた如く堯舜の世に官制上の分業が具備したるを見れば、人民間の分業も亦同様に進步 此事は堯舜以前の事に關して易の繋辭傳及び史記の記述する

農に就ては「始嘗」百草?始有」醫藥?又作「五粒之琴?」と述べ、黄帝に就ては「藝」五種?」 と記して 教萬民」而利಼誨之♡曆。旧月」而迎。|送之?」と述べてある。 居る五種とは黍稷菽麥稻をいふ。又「時播」「百穀草木」」と記し、又「勞」「勤心力耳目。節」用之っ 史記に據るに堯舜より遙か以前の帝王庖犧に就ては「養「犧牲」以庖厨。故曰「庖犧?」と說き、神

教≒天下? 日中爲≦市。敎≒天下之民? 聚≒天下之貨? 交易而退。各得≒其所? 神農氏沒 黄帝堯舜氏 情?作"結繩,而作"罔罟,以佃以漁。包犧氏沒。神農氏作。斵չ木爲չ耜。揉չ木爲չ耒。耒耨之利以 觀"鳥獸之文與"地之宜?近取"諸身?遠取"諸物?於¸是始作"八卦?以通"神明之德?以類"萬物之 易の繋餴傳には左の文がある。「古者包犧氏之王」天下」也。 仰則觀…象於天? 俯則觀;法於地?

ば ある。 剡,木爲,楫。 変易に於ける一方の利益 れたることは勿論なるが、工商及び交通の諸業も亦幷び起りたるは前掲の諸記錄に照して明白 時代に於て服飾の制度具はり、 即ち我皇紀前二千年の頃より、 即ち我皇紀元二千百餘年の頃に農業は興り、 犧の時卽ち我皇紀前二千二三百年の上古に八卦を晝き、書契を作り、 後世聖人易、之以「「宮室゚「上棟下宇以待「|風雨「」此易の繋辭傳の文と史記の文とを併せ考ふ時は、包 地為、曰。曰杵之利。萬民以濟。弦、木爲、弧。剡、木爲、矢。弧矢之利以威,天下。上古穴居而野處 を憫笑せざるを得ない。 しめたるを知ると同時に、歐洲に於ては西曆第十八世紀の央以後卽ち今を距る百六七十年頃迄も 通",其變? 使",民不",倦。神而化"之。使",民 宜",之。黃帝堯舜埀",衣裳,而天下治。 刳,木爲,舟 支那の聖賢が今を距る二千六百餘年の古代に於て交易の眞理を解し、人民をして之を實行 弓矢の制具はりて兵備大に進んだのである。想ふに當時民業の中に於て、農が最も重んぜら 特に易の繋辭傳に神農の事を記せる「日中爲」市。交易而退。各得;|其所?」 の文を玩味すれ 舟楫之利。以濟、不、通。致、遠以利,,天下? 重門擊柝。以待,,暴客? 斷、木爲、杵。 は他方の損失であるとの謬見を抱きたる重商論者及び重農學派 **堯舜卽ち同千七百六年より千五百四十六年に至る迄の間に於ける** 舟楫の便起り、警察の行政は行はれ、 臼杵の利は起りて萬民穀食 互市交易の道開け、醫藥あり、 漁獵の術は興り。 琴曲起りたり。 神農 黄帝 믉

舜典に據るに舜が攝政の位に卽きて後、天下を巡守したることを載せて居る。卽ち歳の二月東

山であ 既に洪水を治めたる後なるべしと雖も、変通の便舟楫輿馬の利が既に大に備はれること亦以て見 巡守は五年毎にすることになつて居た。 に巡守して北岳に至り、 に巡守して岱宗に至り、 **3**。 此四岳を巡回せらるるに歳の二月より十一月に至るの間に於てした。 それぞれ天を祭り山川の神を祀り、 五月南に巡守して南岳に至り、八月西に巡守して西岳に至り、 岱宗は泰山の別名、 地方諸侯の治績を視察せられた。又 南岳は衡山、 西岳は華 想ふに此 Ш 十一月北 北 压 禹が は恆

るべきである、

林鐘、 度である。黄鐘の管に中位の秬黍の種子一千二百粒を入れ得。る此量を一龠と爲し、十龠を一合。 す。是卽ち衡である。 と爲し、十合を升、 を一分となし、十分を一寸となし、十寸を尺となし、十尺を丈となし、十丈を引となす、 六律を陽音とし、太蔟、姑洗、 均 及び漢書律歴志に據るに度量衡は共に律卽ち音律に本づいたのである。律は十二律をいひ、 しく行ひたるは實に驚嘆すべき事である。 **虞書を讀みて第四に感じたことは舜が律度量衡の制度を天下に均一ならしめた事である。** 南呂、 兩龠卽ち二十四銖を兩と爲し、 應鐘といふ。凡そ十二管、皆徑三分有奇、空圍九分で、黃鐘が最も長い。 十升を斗、 斯の如く黄鐘を以て律度量衡のすべての基本と爲し、 十斗を斛と爲す。是卽ち量である。次に一龠の秬黍の重サを十二 **料賓、** 夷則、 十六兩を斤と爲し、三十斤を釣と爲し、 無射といひ、六呂を陰音とし、大呂、 フランスが西暦千七百九十九年に於て始めて採用 此制度を天下諸國に 夾鐘、 рg 鉤を石と為 其 中呂、 八九十分 其中 蔡傳

が西暦紀元前二千二三百年の上古に於て考案せられ施行せられた事實を見るときは、 たメー く自から華夏、 である。 ŀ jν 制度に髣髴として、 中華、 又は中國と誇稱し、 而かも其基本を音律に置くことに於て一層審美的なる度量衡制 外國を夷狄蠻戎と呼びたるも亦其理由ありと謂 支那が久し ふべき

劓。 辟(死刑)臏(アシキリ 犯、墨者崇。|阜巾゚ 犯、劓者赭。|其衣゚ 犯、臏者以、墨幪。|其臏處。 而畫、之。犯。|大辟 |者布衣無、領と云 之より前に墨子は「晝;衣冠」而民不」犯」と云ひ、愼子は「有虞氏之誅以;幪巾」當」墨。 人に示すに常刑を以すと解して居る。併し戰國時代の大儒荀子は「古無」肉刑」而有」象刑」」と云ひ 怙終賊刑。 ざる所である。 會政策に一致したる點である。抑も犯罪及び刑罰の事は國民經濟に關係甚だ大なるは何人も疑は したる死刑廢止や牢獄を改めて感化院とする制度に略ぼ似たるものである。 を罰することを象刑として居る。果して此等古説の如くなれば唐虞時代の刑法は輓近の最 ふて居る。 慶書を讀みて第五に感じた事は、當時の刑罰が現代の最も進步したる刑事政策に合し、 以,菲履一當、別。 此等の荀墨愼及び大傳の諸說は詳略一ならず又小異あれども、 舜典に「象以:典刑? 流宥:五刑?)劓(ハナキリ)墨(イレスミ)宮(生殖機能ヲ去ル)を課する代りに衣服に 以||支韠| 當」宮 | 布衣無」領當||大辟2]と云ふて居る。大傳には「唐虞象刑。 鞭作:官刑0 扑作,,教刑°金作,,贖刑°售災肆赦。 要するに皆肉刑 今假りに一歩を譲り 目目 を附けて犯行 以二草纓、當 蔡氏は 從て社 意即ち大 でも進步

怙は特 ある。 3 刑である。 淘 過誤又は不幸に由りて刑に觸れた者は直ちに之を宥すを謂ふ。之に反して怙終賊刑の規定があ 輕減や、 以上縷述せる所に由 も刑せよとの意である。卽ち前揭舜典の眚災肆赦怙終賊刑と異辭同義であると謂ふべきであ 之を刑して宥すこと無きを謂ふ。大禹謨の篙に舜が泉陶に言へる語に「刑期三子無刑」」とあり、 を課す「流宥;「五刑」」とあるは是である。 て蔡說に從へば次の如くである。人に示すに常刑卽ち墨、劓、 の答に「罰弗」及」嗣。賞延」于、世。 贖刑は金を出して罪を贖ふのである。告災肆赦とは、皆は過誤、災は不幸である。 但し此等は宥すべからざる重罪に課す。 む所あるをいひ、 謂ゆる有、過無、大。刑、故無、小とは過誤に本づく罪は大と雖も宥し、 累犯加重の刑の如きは堯舜の刑法に旣に旣に其端を 發したと 謂ふても蓋し 扑作,教刑,とは榎(蟹に同じ「クサギ」なり)楚(「ニンジンボクし)の二物を以て打つ學校の刑 れば現代文明諸國の刑法に規定せる所の犯罪の不成立及び刑の輕減や、 終は再犯を謂ふ。若し人恃む所あるか又は再犯にて刑に觸れた者は 宥、過無、大。 鞭作…官刑」とは木の先に革を垂れた鞭を以て打つ官府 而して罪の稍輕き者に對しては五刑を宥 刑、故無、小。 剕(アシキリ)宮、大辟、 罪 疑惟輕。功疑惟 故意犯す所は小と雖 の 五 過言で 重クセュの 若し人が 刑を以 であ は無 語が 必ず 酌量

を治むるは天卽ち上帝の命を受けたものとの思想は尚書を一貫して居る。 本章を終らんとするに臨み、 尙一言を要するは天叉は上帝に關する思想である。 **堯が義和に命ずるとき** 凡そ帝王が民

尚書の虞夏書に見はれたる經濟思想

取り合せて僞作せるものの如しと雖も、支那上古以來の理想卽ち帝王は天の命を受けて其位に卽 四海困窮。天祿永終。舜亦以命』禹一とあるを取り傍ら荀子(解蔽及び正名の簿)國語(周語内史過の語)等を 困窮『天祿永終。」とある。此文は論語(聾□第二十)の「堯曰、咨爾舜。天之曆數在「爾躬○允執「其中○漢、《『『天] をある。此文は論語(聾□第二十)の「堯曰、咨爾舜。天之曆數在「爾躬○允執「其中○ 工人其代」之」の語あり。天職を天に代りて人君が務むるを謂ふ。 き民を撫育するものなりとの意を詳叙せるの點に於て亦取るべきものがある。其他泉陶謨に「天 元后? 人心惟危。道心惟微。惟精惟一。允執;厥中? 無稽之言勿;聽。弗;詢之謀勿;庸。可;愛非;元后? 人心惟危。道心惟微。惟精惟一。允執;厥中? 無稽之言勿;聽。弗;詢之謀勿;庸。可;愛非; 四海「爲「天下君」」とあり。又同謨に舜が禹に位を讓る時の語として「天之曆數在」汝躬♡ 汝終陟」 は「欽『若』昊天」」といひ、大禹謨に「益曰都帝德廣運。乃聖乃神。乃武乃文。皇天春命。奄 有』

に難く無いのである。 自!;我民,明威」の語がある。此等を熟讀玩味すれば、支那上古の天人一體の理想は之を會得する 又「天叙」有典」「天秩」有禮」」「天命」有徳」」「天誅」有罪」」「天聰明。自リ我民」聰明。天明畏。

7二章、夏

るのみである。四篇の中禹貢は最も重要である。これは舜の攝政の時に禹が命を受けて洪水を治 夏書は古文には禹蒷、甘誓、五子之歌、 胤征の四篇あれども、今文には唯禹寅と甘誓の二篇あ

禹謨益稷にも治水に關する記事や言語があるから、 せられて居る。但し文字に稍異なる所がある。以下先づ夏書禹貢に就て述ぶるが、 め、九州の地を分ち、貢賦の法を定めた事蹟の記錄で、 必要に應じて之を援用することとする。 史記の夏本紀及び漢書の地理志にも全載 虞書の 堯典大

禹の語に徴して明である。 姓に命じ人徒を興して治水の事業に縱ひ、 ても敢て入らず、遂に治水の大功を奏した。禹の此憀憺たる苦心努力は虞書猛稷篇に載する所の は攝政となり、 した。堯は此言に聽き、 堯典に據るに、堯の時大洪水あり。 鯀の子の禹を擧げて鯀に代らしめた。 鯀をして水を治めしめたが、九年の長きに及ぶも功が無かつた。 **堯は四岳に諮詢したるに四岳は鯀をその適任者として推舉** 身を勞し、 禹は益及び棄と共に帝の命を奉じ、 思を無し、外に居ること八年、 家門を過ぎ 其時舜 諸官百百

北は、 州 先づ之を治め、雍州は最も高地である故に最後に之を治めた。扨洪水氾濫の面積は全九州に亙り 巨川大澤は皆禹の治めたものである。 禹 次は青州、 の水を治むるや先づ冀州から始めた。これ帝都の在る所であつたからである。 黄河、 南は楊子江、 次は徐州楊州荆州豫州梁州雍州の順序であつた。蓋し袞州は最も低地であ 西は黑水弱水から東は東海に達した。而して此中間又は附近に在 冀州 の うる故に 次は 冠

下上、下中、下下に分ち、 禹旣に水を治め、 九州の地味を調査し田地を九等卽ち上上、上中、上下、中上、 田賦を同じく九等に分つた。然れども田地の等級は必ずしも田 中中、中下、 |賦の等

級と一 產物 は六等であ Ő 如 致せしめない。 何等種種の事情を斟酌して、 るが、 其賦は九等であり、又荆州の田地は八等であるが其賦は三等なるの類これで 是蓋し水害の大小、 以て田賦の輕重を定めたものであらう。 交通の便否、 人口の多少、 土地の廣狭、 例へば衰州 田 產 畅 낈 Ħ 外 あ 地

る。

州が珍(玉磬)鐵、銀、鏤(鋼鐵)砮磬(石矢の根)、 錫貢等を表示すれば左の如くである。 はつつみて貢す。 二、篚又は包、三、錫賈の三種に小分せらる。篚とは竹又は木にて作れる箱に入れて貢する。 の取る所之を賦といひ、 ふを待ちて納むとの意味である。今禹貢に見はれた州名、 ば楊州の橘柚 茲に注意を要するは、 又禹は冀州を除く各州をして田賦の外に其州の各種の産物を貢納せしめて居る。 例へば袞州の緊絲、 旌 産物、 緊絲(山繭絲)を買し、楊州が金、銀、銅、竹、木、 0) 錫貢は常に貢せず、特別の命を錫はる場合にのみ貢する。 如 l 下の供する所之を貢といふ。此狹義の貢は禹貢に據れば一、 禹貢の貢は廣き意義を有して、 禹賈の文に「厥包橘柚錫賈」とある。これは其包は橘柚で而も上の命を錫 徐州の玄纖縞、 楊州の織貝(にしき)の類是である。 熊、羆、 狐 狹義の貢と賦とを兼ねることである。 貍、 土質、 織皮(毛氈の類)を買せるが如し。 齒、革、羽、毛、 田地の等級、 包は果物に限れり、 **館は絲叉は織物に限** 賦の等級、 橘柚 例へば青州が 單純なる貢 を買し、 貢篚包 Ŀ 粱 例

	雍	梁	豫	荆	楊	徐	青	袞	冀	州名
0	黄壤	青黎	下土墳爐	塗泥	塗泥	· 遊	海濱 濱 廣 斥	黑墳	白壤	土質
	<u> -</u>	F L	中上	中中	<u></u>	中	<u>-</u> F	中下	中中	田等級
	中下	(第七第九)下中、三錯	(第一ヲマジユ)	卡	上下 錯上	t¦a t¦a	中上	貞(九等)	上上錯(上/中マジ	赋
	球、珠、琅玕	【墾鐵銀鏤、砮磬、熊熊、	漆泉締紵	(金三品、瑶琨篠篶、	(淮夷蠙珠、魚) 土五色、羽畎夏翟、	· 松、怪石 松、怪石 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	漆絲	,中マジル)	貢
			纖	芝 纁 雞 組	殺貝	支 纖縞	繁絲	織文		籠
			錫貢馨錯	大和 九江、納 級 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	橋柚錫頁					包、錫頁

時既に實行せられた事である。卽ち單に田地の良否のみに據らず、種々の事情を參酌して田賦の 禹貢を讀みて第一に感ずるは輓近財政學者が金科玉條として主張する所の課税公正の法則が當

加ふるに平等主義卽ち能力主義を以てしたものである。 差等を設けた樣であること、及び各州の土宜土産に從ひて貢物を徴したことは、課稅 一般主義に

税物「市」之。隨「時物價「以當「邦賦「」とあるは、蓋し此意に同じからむ。 諸侯は其田賦の大部分を以て各州地方の經費を支辨し、其一部を以て土宜土産に易へ、之を常都 に貢進したるならむ歟。王先謙の孔傳叄正に云ふ「詩甫田疏引」鄭志」云。凡所」貢篚」之物。皆以 天子直屬の官府に上納したであらふ。而して他の八州の民は其田賦を其州の牧官即ち諸侯に納め 牧官が天子に進貢したものならむ。夫れ冀州は帝都の在る所であつた、故に其民は田賦を直接に 第二に冀州獨り貢なきは何故か。余思ふに田賦は民が官府に納めたものなれども、貢は各州の

百貨交易の路と解釋する方が宜しき樣である。今之を證せんが爲に少しく前に戾りて虞書益稷篇 に至す順路と解釋するものがある。然れども此解釋は狹隘に失する樣に思はれる。寧ろ萬民交通 に載する所の左の文を吟味する。 第三禹賁に各州より帝都に至る水陸交通の路の順序を詳記してある。先儒之を以て貢物を帝都

決二九川〜距二四海〜溶三映澮-距」川。覧」稷播。奏三庶艱」食。鮮食。 懋 遷二有無」化」居。サクタ ー タ マタタ ー ー マククシ タックク ニ ト 「禹曰。洪水滔√天。浩浩懷√山 襄√陵。下民昬塾。予乘;四載○隨√山刊√木。暨√益奏;)庶鮮食(予

乃粒。萬邦作」义。」

此文の大意は次の如くである。禹曰く洪水氾濫して山を包み岡を沒し、天をもひたす有樣にて

漾 の道路が庶民の財貨交易の爲に利用せられたるは明白である。 積する所の貨であり、化は交易變化である。上揭の文に由れば禹が水を治めて開通し得たる水陸 ことを得て、萬國は治まれりと。此「懋遷」有無「化」居」の六字は匆々に讀過すべ 通する方法を講じ、 と共に盡力し、 橇(そり)の四種の乗物にて山に從ひ木に表(しるし)を附けて路を通し、かか 庶民昬惑沈溺の禍に陷ゐれり。 して得たる田畝に、 (即5穀物)を漸く食ふを得しめ、 尙足らざる所は魚鼈禽鳥の肉を以て補はしめた。又勉めて有無 沪. 沈 滙 消 庶民に勸めて漁獵を爲し、魚鳥獸肉(鮮食)を食せしめた。予は九川(弱水、黑水、河) 洛の九水)を決り導きて海に至らしめ、 蓄積せる貨を交易變化せしめた。是に於て庶民は始めて粒食卽ち 后稷の官の葉と共に盡力して穀種を播かしめ、 余乃ち陸行には車、水行には舟、 堀や溝を深く掘りて其水を川に導 山行には楊(かんじき)、 **虞即ち山澤を掌どる官の益** 庶民に從來食し難か からず。 穀 物を 37 泥行には 居は居 りし 斯 く 食 相 物

轉輸 たるを知る。 く、採鑛冶金の術、玉石竹木羽毛齒革の工業、 第四禹貢に記載せる各州の産物を仔細に檢するときは、 せられ交易せられたるは固より當然である。 從て此等の諸産物及び諸製造品が禹の治水によりて出來た水陸の道路に因て各地に 獸毛苧麻山繭蠶絲等の紡織業が既に著 當時漁獵牧畜農耕の諸業は固 しく進 ょ b 論な

以上禹貢の條了る

禹貢の外の三篇は本論文の資料としては餘り重要でない。且五子之歌と胤征との二篇は殆んど

倚書の虞夏書に見はれたる經濟思想

僞書と確定して居る。故に左に注意すべき文句の二三を拔萃するに止める。

不、及。五帝」と。 に誓ひたる詞である。誓の意味は制なり之を抅制するなり。春秋穀梁傳隱公八年の傳に云ふ誥誓 きであると。甘醬に左の言がある。 こで啓が有扈氏を征して甘の野に戰ひ、遂に之を滅したるが、其將に戰はんとせるきと啓が軍陣 はなかつた。而るに啓が誓を作り、斯くして帝典始めて傾いたと。亦以て時世人情の變を觀るべ 甘誓は古今文共に有り。これは禹が崩し子の啓が位を襲きたるに同姓の諸侯有扈氏服せず、そ 范寗の注に依れば五帝とは黄帝、顓頊、 帝嚳、 帝堯、帝舜である。夏以前には誓

「予誓』告汝♡有扈氏威』,侮五行♡怠;棄三正♡天用駒..絕其命♡今予惟恭行..天之罰♡」

五行は木火土金水の德をいひ、三正は天地人の正道をいふ。此文に依れば、人善なれば 惡なれば天罰を蒙むる、而して王は天に代りて賞罰を行ふとの當時の思想を見るべきであ

は誅戮す、罪の輕重に從ふなり。 ある人をば祖主の前にて賞し、罪ある人をば社主の前にて罰するのである。鐵は今文尚書には僇 るときは必ず廟から遷した祖主卽ち祖神の位牌と社主卽土地の神の位牌とを車に載せて行く。 甘誓の末文に「用」命賞「「于祖「 弗」用」命戮「于社「 予則孥「戮汝「」 の語がある。凡そ天子親征 撃戮の孥は古今文共に本は奴の字であつた。江氏の説に依れば、奴戮は或は奴となし**或** 一説には奴となして之を鐵辱すと。漢書季布傳の賛に「及ゝ至

赦。」とある。而して周書の泰誓には「功多有」厚賞? 不」廸有」顯戮?」とある。牧誓には に失せり。此「孥戮汝」の語は商書の湯誓にもある。卽ち「爾不」從,誓言,予則孥,戮汝? 罔」有」攸」 勗。其子:爾躬:有、鑁。」とある。思ふに古代罪人を奴隷となしたる事は東西諸國の史乘に顯著であ 弟罪不…相及とあり、又孟子に 罪√人不√孥 とあり。如何に軍律なればとて子まで罰すとい 困戹?奴懰苟活の文あり。要するに孥戮を子までも戮すとの奮説は非なるに似たり。左傳に父子兄 る。殷の箕子が罪を紂に獲て奴となりしが如き一例である。 「爾所」弗 、ふは酷

大康の五弟之を怨み悲みて、禹の戒を述べて作れる歌といはれて居る。其中の數句を左に抜萃す 酒嗜、音。峻、宇彫、艪。有、「ハ于此? 未、或、不、亡。」 五千之歌は啓の子大康田獵に耽りて、政治を怠り、遂に有窮の后羿の爲に國を逐はれたる時、 有訓。 民可、近。不、可、下。民惟邦本。本固邦寧。訓有、之。內作、色荒、外作、禽荒?甘

溺れ、 古訓に斯くある。 の羲和の子孫で世世天文を磿象することを掌どつた。此時の羲和は酒に耽りて職務を怠廢し、日 の基礎である、基礎が固ければ即ち民力が富强なれば邦は安寧である。これ前歌の意味である, 皇祖は禹を指す。其遺訓によれば、民は親み愛すべきで決して卑下し虐くべきでない。民は邦 宮殿を高壯にし牆壁に彫刻す。此數條の中の一條を犯す者は未だ亡滅せざること無しと。 は王仲康が胤侯に命じて羲和を征したる時胤侯が軍衆に告げた誓詞である。 内に在りて女色に荒み、外に出でて狩獣に耽り酒を甘しとし音樂を嗜みて之に 義和 は堯の時

尚書の虞夏書に見はれたる經濟思想

蝕の事ありたれども聞知することなき程の無道に陷りたれば、胤征が起つたのである。 胤征に左

の語がある。

「政典日。先」時者殺無」赦。不」及」時者殺無」赦。今予以,爾有衆,奉,將天罰。爾衆士。同,力王 室? 尚殉,予。欽承:天子威命,

て諸侯を招き宴を設け、酒酣にして魯君に觴を擧げんことを請ひたる時魯君起ちて次の言を爲し れる」は史記の記する所である。猶これは遙か後の史實であるが、戰國策に梁王魏嬰が范臺に於 作りたるものなるは殆ど疑を容れぬと雖も、「太甲が國を失ひ」、羲和が「涵遙し時を廢し日を亂 要するに五子之歌と胤征とは僞書にて、左傳、國語、戰國策、茍子、淮南子等の文句を取合せて 時に先つも時に及ばざるも共に時を誤まることなり。羲和が磿象の時を誤りたるを指すならん

昔者帝女分,,儀狄作,酒而美。進,之禹?禹飲而甘,之。遂疏,儀狄?絕,旨酒?曰。後世必有,以, 之酒也。主君之味。易牙之鵲也。左,,白台,而右,,閱須? 南威之美也。前,,夾林,而後,, 孏臺?張臺 遠」之。曰。後世必有"以」色亡;;其國,者。楚王登;張臺;而望;崩山?左」江而右」湖。以臨 彷徨。 旦不、覺。曰。後世必有,以、味亡,其國,者。晋文公得,南之威,三日不、聽、朝。 遂推,南之威,而 酒亡,,其國,者皇齊桓公夜牢不之樂。易牙乃煎熬燔炙。和,調五味,而進之。桓公食之而飽。至之 其樂忘」死。遂盟,强臺,而弗」登。曰。後世必有"以,高臺陂池,亡,其國,者。 今主君之尊。儀狄

之樂也。有5一,於此6足,以亡,其國6 今主君兼,此四者6 可5無5戒與。梁王稱5善相屬。

孔子馬を頌して「禹吾無」間然」矣。 非」飲食。而致」孝乎鬼神「悪」衣服」而致」美乎黻冕「卑」宮室「孔子馬を頌して「禹吾無」間然」矣。 非」飲食。而致」孝乎鬼神「悪」衣服」而致」美乎黻冕「卑」宮室「 照すれば此が彼を取りて作りたる痕跡は明なるべし。扨禹は旨酒を絕ち、勤儉力行して以て天下 要するに虞書夏書を通讀するときは、上に堯舜禹の三聖あり、下に益、稷、泉陶、契、伯夷、虁 勤勉倹約、國事に蠹弊したるは質に禹の大器たる所以で、孔夫子の賛嘆せる亦宜なる哉である。 に聖王となり、其後裔桀は酒池肉林の驕奢に耽りて天下を失ふ、禹の言が讖を爲したといへる。 III |盪:|力乎溝洫|| 禹吾無:|間然| 矣。](論語子罕第九)。 斯の如く上は鬼神を敬し、下は人民を愛撫し、 此 |魯君の語の「有ヘ | ''於此」足'"以亡''其國: 」と前揚五子之歌の「有ヘ | ''于此」未メ或、不メ亡」とを對

龍等の賢人輩出して、道德と經濟との合致が完全に實現せられたものである。